

三重県議会各派世話人会規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第103条第4項の規定に基づき、各派世話人会の<u>運営等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 各派世話人会は、次の事項について協議又は調整を行う。</p> <p>(1) <u>一般選挙後の議会の役員の選出に関すること。</u></p> <p>(2) <u>一般選挙後の議会の運営に関すること。</u></p> <p>(構成)</p> <p>第3条 各派世話人会は、<u>5人以上の所属議員を有する会派</u>がその所属議員のうちから選出する世話人をもって構成する。各会派が選出する世話人の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。</p> <p>2 <u>所属議員が5人に満たない会派のうち2人以上の所属議員を有する会派は、前項の規定にかかわらず、各派世話人会の同意を得て1人の世話人を選出することができる。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 各派世話人会に座長を置き、世話人の<u>互選により選出する。</u></p> <p>2 <u>各派世話人会は、座長が招集し、会議を主宰する。ただし、座長が選出されるまでの間は、事務局長が座長の職務を行う。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第5条 会派が世話人を選出し、又は変更したときは、これを座長に届け出なければならない。ただし、座長が<u>選出</u>されるまでの間は、事務局</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、三重県議会会議規則(昭和31年三重県議会規則第1号)第96条第4項の規定に基づき、各派世話人会の<u>運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【新設】</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 各派世話人会は、<u>5名以上の所属議員を有する会派が、その所属議員のうちから選出する世話人をもって構成する。各会派が選出する世話人の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。</u></p> <p>2 <u>4名以下の所属議員を有する会派のうち2名以上の所属議員を有する少数会派は前項の規定にかかわらず、各派世話人会の同意を得て1名の世話人を選出することができる。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 各派世話人会の座長は、各派世話人会において<u>世話人が互選する。</u></p> <p>2 <u>座長は、各派世話人会を招集し、会務を総理する。ただし、座長が選任されるまでの間は、事務局長がその職務を行う。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第3条 会派が世話人を選出し、又は変更したときは、これを座長に届け出なければならない。ただし、座長が<u>選任</u>されるまでの間は事務局</p>

<p>長に届け出るものとする。</p> <p>【削る】</p> <p>(代理者の出席) 第6条 世話人に事故があるときは、座長の許可を得て代理者を出席させることができる。</p> <p>(会議の公開) 第7条 各派世話人会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。</p> <p>(会議の傍聴) 第8条 各派世話人会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。</p> <p>(記録) 第9条 座長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。</p> <p>(雑則) 第10条 この規程に定めるもののほか、各派世話会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。</p>	<p>に届け出るものとする。</p> <p>(協議事項) 第5条 各派世話人会に諮る事項は、次のとおりとする。 一 一般選挙後の議会の役員を選出に関すること。 二 一般選挙後の議会の運営に関すること。</p> <p>(代理者の出席) 第6条 世話人に事故があるときは、座長の許可を得て代理者を出席させることができる。</p> <p>(会議の公開) 第7条 各派世話人会は、これを公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、公開しないことができる。</p> <p>(会議の傍聴) 第8条 各派世話人会の傍聴の取扱いは、三重県議会委員会傍聴規程(平成18年三重県議会訓令第7号)に準ずるものとする。</p> <p>(記録) 第9条 座長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。</p> <p>(雑則) 第10条 この規程に定めるもののほか、各派世話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。</p>
--	--